

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例議案

香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(不利益な取扱いの禁止) 第10条 略 (1)・(2) 略 (3) <u>特定受託業務従事者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ。）又は特定受託業務従事者であった者</u> 当該特定受託業務従事者に係る特定受託事業者（同条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下同じ。）又は特定受託事業者であった者に業務委託（同条第3項に規定する業務委託をいう。以下同じ。）をし、又は業務委託をしていた事業者 (4) <u>前3号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は従事していた労働者若しくは労働者であった者若しくは派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者であった者</u> 当該他の事業者	(不利益な取扱いの禁止) 第10条 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、暴力団排除通報（次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者又は当該事業者の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）、従業員、代理人その他の者について、この条例の規定に違反することとなる行為等暴力団の排除に支障を及ぼすこととなる行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を県に通報することをいう。以下同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>前2号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者</u> 当該他の事業者

(5) 略

2 略

3 事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた特定受託事業者に係る特定受託業務従事者が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対して、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 略

(4) 略

2 略

3 略

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。

香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案

香川県環境影響評価条例（平成11年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） 第48条 第3章から第6章まで及び第42条から第46条までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による<u>復旧復興（災害の復旧に限る。）</u>の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。 2～4 略	（適用除外） 第48条 第3章から第6章まで及び第42条から第46条までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。 2～4 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第6号

香川県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(免許) 第17条 略 2 略 3 略 (1) 略 (2) <u>本籍地都道府県</u>（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域） (3)・(4) 略 (免許証の交付等) 第20条 略 (申請事項の変更の届出) 第21条 略	(免許) 第17条 ふぐ処理師になろうとする者は、知事の免許を受けなければならない。 2 略 3 第1項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 (1) 略 (2) <u>本籍地都道府県名</u>（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍） (3)・(4) 略 (免許証の交付等) 第20条 知事は、第17条第1項の免許を与えたときは、同条第3項第1号及び第2号に掲げる事項（住所を除く。）並びに免許の年月日及び番号を記載したふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）を申請者に交付しなければならない。 2 略 (申請事項の変更の届出) 第21条 ふぐ処理師は、第17条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 2 ふぐ処理師は、前項の規定により届出書を提出する場合において、免許証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出書にその免許証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の第17条第3項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る免許証（香川県ふぐの処理等に関する条例第20条第1項に規定する免許証をいう。次項において同じ。）の記載事項については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の免許証の記載事項を改正後の第17条第3項第2号の規定に従ったものとするため、香川県ふぐの処理等に関する条例第21条の規定により申請事項の変更の届出をすることができる。この場合において、同条第1項中「第17条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に」とあるのは「第17条第3項第2号に掲げる事項の変更をするときは」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出することができる」と、同条第2項中「提出する場合において、免許証に記載された事項に変更があった」とあるのは「提出する」とする。

第7号

第5次県立病院中期経営目標の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第5次県立病院中期経営目標を策定することについて、議会の議決を求める。

建設事業に対する市町の負担金について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項、空港法（昭和31年法律第80号）第7条第1項、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第1項、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第31条第1項又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和8年度において県が行う土木事業、土地改良事業、農地防災事業、香川用水関連土地改良事業、県立公園等活性化事業又は直轄空港整備事業にかかる工事に要する費用の負担に関し、その受益の限度により別表のとおり当該市町に対して経費の一部を負担させることについて、議会の議決を求める。

別 表

令和8年度建設事業市町負担金表

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
高 松 市	道 路 橋 梁 整 備	539,169,000 ^円	$\frac{10}{100}$	53,916,900 ^円	
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	145,000,000	$\frac{10}{100} \cdot \frac{5}{100}$	7,750,000	
	海 岸 保 全	20,000,000	$\frac{5}{100}$	1,000,000	
	直 轄 港 湾 改 修	176,850,000	$\frac{40}{100}$	70,740,000	
	港 湾 補 修	82,000,000	$\frac{40}{100}$	32,800,000	
	港 湾 建 設	1,174,856,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{20}{100} \cdot \frac{7}{5} \cdot \frac{100}{100}$	302,015,730	
	街 路 事 業	404,890,000	$\frac{10}{100}$	40,489,000	
	土 地 改 良 事 業	49,237,000	$\frac{23}{200} \cdot \frac{11}{100}$	5,541,070	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	香川用水関連 土地改良事業	6,080,000 ^円	$\frac{12}{100}$	729,600 ^円	
	農地防災事業	45,320,000	$\frac{11}{100}$	4,985,200	
	直轄空港整備	251,482,000	$\frac{25}{100}$	62,870,500	
計		2,894,884,000		582,838,000	
丸 亀 市	道路橋梁整備	196,112,500	$\frac{10}{100}$	19,611,250	
	海岸保全	14,000,000	$\frac{5}{100}$	700,000	
	港湾建設	122,867,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{5}{100}$	18,896,800	
	街路事業	542,740,000	$\frac{10}{100}$	54,274,000	
	中讃流域下水道整備	96,428,800	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	21,076,000	
	土地改良事業	55,680,000	$\frac{5}{40}$	6,960,000	
	香川用水関連 土地改良事業	2,524,630	$\frac{19}{100} \cdot \frac{16}{100}$	416,229	
	農地防災事業	22,000,000	$\frac{11}{100}$	2,420,000	
計		1,052,352,930		124,354,279	
坂 出 市	道路橋梁整備	92,820,000	$\frac{10}{100}$	9,282,000	
	街路事業	26,370,000	$\frac{10}{100}$	2,637,000	

	中讃流域下水道整備	115,262,550	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	25,193,000	
	土地改良事業	77,800,000	$\frac{15}{100} \cdot \frac{10}{100}$	10,920,000	
	香川用水関連 土地改良事業	75,128,000	$\frac{16}{100}$	12,020,480	
	農地防災事業	15,000,000	$\frac{11}{100}$	1,650,000	
計		402,380,550		61,702,480	
善通寺市	中讃流域下水道整備	127,420,090	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	48,391,000	
	香川用水関連 土地改良事業	8,308,000	$\frac{16}{100}$	1,329,280	
	農地防災事業	24,000,000	$\frac{16}{100}$	3,840,000	
計		159,728,090		53,560,280	
観音寺市	地域振興	13,000,000	$\frac{5}{100}$	650,000	
	道路橋梁整備	111,700,000	$\frac{10}{100}$	11,170,000	
	港湾補修	5,000,000	$\frac{40}{100}$	2,000,000	
	港湾建設	277,981,000	$\frac{\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{20}{100}}{\frac{7}{100}} \cdot \frac{10}{100}$	41,290,890	
	街路事業	321,400,000	$\frac{10}{100}$	32,140,000	
	土地改良事業	232,373,188	$\frac{12}{100} \cdot \frac{7}{100}$	17,266,123	
	香川用水関連 土地改良事業	5,000,000	$\frac{16}{100}$	800,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	農 地 防 災 事 業	58,000,000 ^円	$\frac{11}{100} \cdot \frac{7}{100}$	6,180,000 ^円	
	県 立 公 園 等 活 性 化 事 業	98,435,000	$\frac{30}{100}$	29,530,500	
計		1,122,889,188		141,027,513	
さ ぬ き 市	道 路 橋 梁 整 備	199,000,000	$\frac{10}{100}$	19,900,000	
	海 岸 保 全	16,000,000	$\frac{5}{100}$	800,000	
	港 湾 建 設	133,679,000	$\frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	17,317,530	
	土 地 改 良 事 業	16,000,000	$\frac{16}{100} \cdot \frac{11}{100}$	2,460,000	
	農 地 防 災 事 業	24,000,000	$\frac{11}{100}$	2,640,000	
計		388,679,000		43,117,530	
東 か が わ 市	道 路 橋 梁 整 備	54,000,000	$\frac{10}{100}$	5,400,000	
	港 湾 補 修	18,200,000	$\frac{40}{100}$	7,280,000	
	港 湾 建 設	226,000,000	$\frac{5}{100}$	11,300,000	
	土 地 改 良 事 業	12,000,000	$\frac{20}{100} \cdot \frac{15}{100}$	2,300,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	2,000,000	$\frac{16}{100}$	320,000	
	農 地 防 災 事 業	40,000,000	$\frac{12}{100}$	4,800,000	

計		352,200,000		31,400,000	
三 豊 市	道 路 橋 梁 整 備	162,145,000	$\frac{10}{100}$	16,214,500	
	海 岸 保 全	10,000,000	$\frac{5}{100}$	500,000	
	港 湾 補 修	19,570,000	$\frac{40}{100}$	7,828,000	
	港 湾 建 設	160,734,000	$\frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	16,031,380	
	土 地 改 良 事 業	327,882,812	$\frac{25}{100} \cdot \frac{20}{100} \cdot \frac{15}{100} \cdot \frac{5}{40} \cdot \frac{10}{100} \cdot \frac{7}{100}$	36,269,076	
	農 地 防 災 事 業	86,000,000	$\frac{12}{100}$	10,320,000	
計		766,331,812		87,162,956	
土 庄 町	地 域 振 興	535,358,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{20}{100} \cdot \frac{18}{100} \cdot \frac{10}{100} \cdot \frac{7}{5}$	64,205,200	
	道 路 橋 梁 整 備	66,000,000	$\frac{10}{100}$	6,600,000	
	海 岸 改 修	10,920,000	$\frac{7}{100}$	764,400	
計		612,278,000		71,569,600	
小 豆 島 町	地 域 振 興	450,000,000	$\frac{20}{100} \cdot \frac{18}{100} \cdot \frac{10}{100} \cdot \frac{9}{5}$	35,320,000	
	道 路 橋 梁 整 備	60,000,000	$\frac{10}{100}$	6,000,000	
	海 岸 改 修	8,190,000	$\frac{7}{100}$	573,300	
	港 湾 補 修	54,600,000	$\frac{40}{100}$	21,840,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
計		572,790,000 ^円		63,733,300 ^円	
三 木 町	道 路 橋 梁 整 備	67,000,000	$\frac{10}{100}$	6,700,000	
	土 地 改 良 事 業	88,200,000	$\frac{15}{100}$	13,230,000	
計		155,200,000		19,930,000	
直 島 町	地 域 振 興	446,000,000	$\frac{20}{100} \cdot \frac{10}{100} \cdot \frac{5}{100}$	45,200,000	
	港 湾 補 修	10,125,000	$\frac{40}{100}$	4,050,000	
計		456,125,000		49,250,000	
宇 多 津 町	道 路 橋 梁 整 備	41,915,000	$\frac{10}{100}$	4,191,500	
	中讃流域下水道整備	117,641,550	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	25,712,000	
計		159,556,550		29,903,500	
綾 川 町	道 路 橋 梁 整 備	8,190,000	$\frac{10}{100}$	819,000	
	中讃流域下水道整備	67,167,100	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	14,680,000	
	土 地 改 良 事 業	100,000,000	$\frac{15}{100} \cdot \frac{13}{100}$	14,600,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	2,558,370	$\frac{16}{100} \cdot \frac{14}{100}$	371,418	
	農 地 防 災 事 業	20,000,000	$\frac{12}{100}$	2,400,000	

計		197,915,470		32,870,418	
琴 平 町	中讃流域下水道整備	70,950,880	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	26,945,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	943,000	$\frac{16}{100}$	150,880	
計		71,893,880		27,095,880	
多 度 津 町	道 路 橋 梁 整 備	70,750,000	$\frac{10}{100}$	7,075,000	
	海 岸 改 修	52,780,000	$\frac{7}{100}$	3,694,600	
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	30,000,000	$\frac{5}{100}$	1,500,000	
	海 岸 保 全	14,000,000	$\frac{5}{100}$	700,000	
	港 湾 補 修	9,100,000	$\frac{40}{100}$	3,640,000	
	港 湾 建 設	27,786,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{5}{100}$	4,114,400	
	中讃流域下水道整備	82,734,680	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	31,420,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	19,147,000	$\frac{16}{100} \cdot \frac{5}{40}$	2,440,520	
	農 地 防 災 事 業	15,000,000	$\frac{12}{100}$	1,800,000	
計		321,297,680		56,384,520	
ま ん の う 町	道 路 橋 梁 整 備	44,590,000	$\frac{10}{100}$	4,459,000	
	中讃流域下水道整備	28,994,350	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	11,012,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	土 地 改 良 事 業	270,000,000 ^円	$\frac{50}{100} \cdot \frac{45}{100} \cdot \frac{20}{100} + \frac{15}{100}$	72,700,000 ^円	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	12,277,000	$\frac{16}{100}$	1,964,320	
	農 地 防 災 事 業	20,000,000	$\frac{12}{100}$	2,400,000	
計		375,861,350		92,535,320	
合 計		10,062,363,500		1,568,435,576	

第9号

独立行政法人水資源機構営事業に対する市町負担金について

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第26条第3項の規定により、独立行政法人水資源機構営香川用水施設改築事業に要する費用のうち、農業用水にかかる費用の負担に関し、その受益の限度により別表のとおり当該事業の事業費に負担率を乗じて得られた額を当該市町に負担させることについて、議会の議決を求める。

別表

事業名	負担額	市町名	備考
独立行政法人水資源機構営香川用水施設改築事業	（老朽化対策） 事業に要する費用の額の27/300に相当する額	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	
	（耐震対策） 事業に要する費用の額の10/300に相当する額		

第10号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件名 | 農業経営高校体育館及び設備棟改築工事 |
| 2 | 工事場所 | 綾歌郡綾川町 |
| 3 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 4 | 請負金額 | 693,000,000円 |
| 5 | 工事請負人 | 坂出市旭町三丁目1番4号
サカケン株式会社
代表取締役 綾 崇平 |

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 笠田高校体育館改築工事
- 2 工 事 場 所 三豊市豊中町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請 負 金 額 704,000,000円
- 5 工事請負人 観音寺市吉岡町214番地7
株式会社石川組
代表取締役 石川 義和

第12号

訴訟の提起について

県営住宅の家賃を多額に長期の間滞納している者について、住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金の支払の各請求の訴えを下記のとおり提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 被告及び明渡しを求める住宅

[illegible]

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。